

公益社団法人埼玉県社会福祉士会 2023 年度事業計画

1 基本方針

本会は社会福祉士の職能団体として期待に応え得るよう、埼玉県民への社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発、社会福祉の援助を必要とする県民に対する相談支援や権利擁護の事業を行うとともに、専門職としての知識・技術の向上を図るため、研修や調査研究活動に取り組む。

我が国の社会経済状況の中で、生活のしづらさを持ちながら相談支援の網目から長期にわたって漏れてしまう状況が広がってきている。これに加え、2020年からのコロナ禍のもと、生活課題を抱える方々が急激に増大している。こうした中で、ソーシャルワーク機能に対する期待がますます高まっており、地方自治体からの受託事業や各領域での委員会活動を通して、女性の権利擁護や地域共生社会の実現などに向けた新たな取組みを進める。

また、会員の増加や事業の拡充が行われる中で、会運営に係る組織体制の見直しや公益社団法人としての事業の再編成等が課題となっている。これらの課題に着実に取り組み、組織基盤の計画的拡充を図る。

さらに、ICTを活用した新たなコミュニケーション手法を探求し、会員への情報発信や会運営を充実強化する。

2 事業実施方針

基本方針に基づき、次の事業を展開する。

(1) 社会福祉の援助を必要とする埼玉県民の生活支援

- ① 生活困窮者の自立支援、社会的養護の自立支援などの受託事業に取り組む。
- ② 住宅ソーシャルワークに基づく住宅確保要配慮者への相談支援に取り組む。
- ③ ホームレス等支援の届きにくい方たちへの相談支援に取り組む。

(2) 社会福祉の援助を必要とする埼玉県民の権利擁護

- ① 成年後見制度・未成年後見制度の充実のため、人材養成を図るとともに、制度の利用・相談に対応する。
- ② 第二期成年後見制度利用促進基本計画に協力し、制度の普及啓発に努める。
- ③ 高齢者・障害者虐待対応専門職チームの活動強化を図る。

(3) 埼玉県民への社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発

- ① 広報紙の発行や共生社会をめざす公開研修を開催する。
- ② 公的機関や関係団体への委員推薦、各種研修会等へ講師を派遣する。

(4) 社会福祉士の知識及び技術の向上

- ① 生涯研修制度に基づく社会福祉士基礎研修・専門研修を実施する。
- ② 委員会活動の活性化を図り、専門領域の調査研究を進める。
- ③ 公開研修、学会、各専門領域の研修を開催する。

(5) 法人運営に関する活動

- ① 日本社会福祉士会と連携して活動基盤の強化を図る。
- ② 会員拡大を図るため、具体的加入促進策を検討し、実施する。
- ③ 会の運営が円滑に進められるよう、組織体制の見直しを図る。
- ④ 会議・研修の開催方法や会員間の交流に ICT の活用を検討し、実施する。
- ⑤ ソーシャルワーク関係団体との連携強化を進める。

3 総会等 会議の実施

(1) 公益社団法人埼玉県社会福祉士会 2023 年度通常総会

- ・日時：2023 年 6 月 24 日（土） 10 時開会
- ・場所：県民健康センター 大会議室 A・B
- ・内容：2022 年度事業報告・決算報告の承認等を行なう。

(2) 理事会

- ・公益社団法人埼玉県社会福祉士会理事会を 3 回開催し、業務執行の審議、決定等を行う。

(3) 運営委員会

- ・本会及び各委員会の運営を中心として事業の連絡調整や具体的意思決定のため奇数月に年 6 回開催する。

(4) 部長会

- ・理事会の補完的役割を担う目的で、各部の担当理事等により毎月定期的に開催する。

(5) 監査

- ・2022 年度事業の業務及び会計の監査を 5 月に行う。

(6) 倫理委員会

- ・会員に対する苦情申立があったときに、事案に対し調査、審査を行う。

4 委員会事業計画

部	委員会名及び事業内容
総務	<p><総務部重点課題> 組織運営の効率化を図り、公益社団法人としての役割を意識した会活動を進める。</p>
	<p>①総務委員会 本会全体の運営に関する総務事項及び経理事務の実務上の処理、日本社会福祉士会や自治体等との関係機関との調整を行う。この他、埼玉県や埼玉県社会福祉協議会、各自治体、福祉関係団体等からの要請を受け各種行政委員会や審議委員会等へ専門職能団体として委員を推薦する。 また、県民の福祉向上を図るための提言・要望活動などのソーシャルアクションを行う。</p>
	<p>②地域ブロック委員会 「組織強化地域ブロック研修」として県北、入間、朝霞の地域ブロックで定期的な会員交流会を開催し、情報交換や研修会を行う。 (1) 北部ブロック:連絡会(奇数月第2土曜日13:30～) (2) せいぶSWネット:事例検討会、交流会 (3) 朝霞地区ブロック:ブロック会議</p>
	<p>③広報委員会 広報紙「埼玉県社会福祉士会だより」の企画・取材・編集を行い、4月、7月、10月、1月の年4回発行する。</p>
	<p>④組織委員会 組織、規則・規程の整備を担当する。 会員拡大をめざした入会勧誘活動等を行う。(研修開催時や大学生等に会のパンフレットの配布) 会員アンケート結果に基づく会組織の在り方の検討を行う。 次回アンケートの実施時期・内容の検討を行う。</p>
	<p>⑤災害時ソーシャルワーク委員会 (1) 日本社会福祉士会(全国・関東甲信越ブロック)、埼玉県災害対策課、埼玉県社会福祉協議会、その他災害ボランティア団体等との連絡調整、連携し、必要時災害本部立ち上げに関わり受援・支援活動を行う。 (2) 緊急時連絡網作成し、訓練を行う。 (3) 総合福祉相談会への参加。 (4) 広報誌に掲載し、会員向けに171の実施。</p>
研修	<p><研修部重点課題> 社会福祉士の資質向上のため、会員の生涯研修及び認定社会福祉士取得に向けた支援を進める。</p>
	<p>①公開研修委員会 広く県民を対象に、福祉をめぐる今日的テーマの理解を深めることを目的とした「公開研修」を開催する。</p>
	<p>②学会運営委員会 社会福祉士としての実践や研究内容を報告することにより、会員相互に日々の実践を振り返り、資質の向上を図り、もって県民福祉の向上に寄与できるよう、社会福祉士学会を開催する。 「第26回埼玉県社会福祉士学会」を開催・運営する。 発表要旨をまとめた「抄録集」の編集・発行を行う。</p>
<p>③生涯研修委員会 社会福祉士の知識・技術向上のための研修事業を実施運営する。会員・非会員は問わず。 (1) 社会福祉士基礎研修 社会福祉士の専門性の基礎を身につけるための基礎課程の研修会を開催。</p>	

部	委員会名及び事業内容
研 修	<p>基礎研修Ⅰ：集合研修2回実施。10/22(日)、3/3(日)</p> <p>基礎研修Ⅱ：集合研修8回実施。6/11(日)、7/8(土)、8/5(土)、9/16(土)、11/18(土)、12/16(土)、1/13(土)、2/3(土)</p> <p>基礎研修Ⅲ：集合研修9回実施。5/28(日)、6/25(日)、7/23(日)、8/20(日)、10/1(日)、11/5(日)、12/3(日)、1/21(日)、2/18(日)</p> <p>青年部研修：「社会福祉士の働きかた」学生及び社会福祉士を目指す方対象(9月開催) 「ソーシャルワーク実践報告会」基礎I受講者及び社会福祉士になりたての方対象(11月開催)</p> <p>(2) 社会福祉士専門研修 基礎研修の修了者を対象に一層の実務専門性向上のための研修を実施。 スーパービジョン課程：マンツーマン方式で開催。対象者16人。(通年6回)</p>
	<p>④地域包括支援センター委員会 「福祉関係者のための地域ネットワーク実践力養成研修」を開催する。 対 象：埼玉県内の各地域包括支援センターに所属する職員 48人。(会員・非会員は問わず) 日 程：オンラインでの研修。前期2日間、後期1日。 ※認定社会福祉士制度認証研修。</p>
	<p>⑤生活困窮者支援委員会 生活困窮者の支援に係るテーマを設定し、研修会を開催する。</p>
	<p>⑥障害者自立支援委員会 「障害者自立支援研修」を開催する。 障害・人権・福祉用具などに関する様々な課題をテーマに2月に研修会を開催 対 象：士会会員、埼玉県内の地域相談機関、福祉事業所、支援団体の職員や 障害者団体・家族・学生等。</p>
	<p>⑦多文化共生ソーシャルワーク委員会 「多文化共生ソーシャルワーク研修」を開催する。 外国籍住民への支援の在り方を各方面から研究し、議論を深める研修会を12月に開催する。</p>
	<p>⑧子ども家庭支援委員会 (1) 「未成年後見」に関する研修会の開催(講義、実践報告) 日 時：2023年8月 場 所：未定 Zoom併用ハイブリット型 (2) スクールソーシャルワークに関する研修会の開催 日 時：2023年11月及び2024年1月 場 所：未定 Zoom併用ハイブリット型</p>
	<p>⑨施設実習指導者研修委員会 社会福祉士資格取得に必要な「相談援助実習」の指導者を養成する研修を開催する。また研修修了者で現場の実習指導者に対するフォローアップを行う。 施設実習指導者研修 対 象：社会福祉士であって実習指導者になろうとする者 50人。(会員・非会員は問わず) 内 容：厚生労働大臣の定める基準による講習。(2日間 7/15(土)・7/16(日)) フォローアップ研修 対 象：研修修了者で現場の実習指導者でさらに指導力を深めたいと希望する者 30人。 内 容：実習指導をする中で困難事例・問題点のグループワークによる検討。(1日)</p>

部	委員会名及び事業内容
調査研究	<p><調査研究部重点課題> 専門職として各分野の知識向上、研究活動を進め、県民への福祉情報発信に努める。</p>
	<p>①独立型社会福祉士事務所委員会 地域を基盤として独立した立場でソーシャルワークを実践する独立型社会福祉士事務所の開業者及び開設に関心のある社会福祉士を対象に、スキルアップ研修や事務所の運営業務領域の拡大、協働ネットワークづくりのための連絡協議を行う。 (1)例会の開催。独立型社会福祉士事務所開業者のネットワーク構築について。 (原則奇数月第2金曜日19時～) (2)研修会(会員対象)を開催。(9月) (3)総合福祉相談会への参加。(熊谷ふれあい広場参加・With You さいたま フェスティバル参加) (4)災害支援ボランティアへの協力・参加。</p>
	<p>②地域包括支援センター委員会 情報交換会の開催 対 象:埼玉県内の各地域包括支援センターに所属する職員。(会員・非会員は問わず) 地域別:一定の地域ごとでブロック研修と自由な情報交換会方式。 状況に応じてオンライン方式も取り入れた情報交換会を行う。</p>
	<p>③生活困窮者支援委員会 奇数月に研究会を開催、拡大する貧困の中で生活困窮者の生活課題の理解と支援の在り方を研究し、そこから見えてくる社会的課題を明らかにし、情報を発信していく。</p>
	<p>④障害者自立支援委員会 障害者支援について、毎回テーマに基づいた情報交換や制度・事例検討などをzoom配信で行う。また、公開研修の企画・実施や他委員会・他士業団体との連携等、公益事業の実施に協力する。 (原則として奇数月第1日曜10:00～12:00) 2023年度は、新規参加者の募集を重視する。</p>
	<p>⑤多文化共生ソーシャルワーク委員会 外国籍住民への支援の在り方を各方面から研究し、議論を深めるための研究会を開催する。 (1)外国籍住民への直接的・間接的な相談支援。 (2)定例研究会。(毎月もしくは隔月第3木曜18:30～21:00) (3)随時相談会。(於:国際交流協会)</p>
	<p>⑥子ども家庭支援委員会 ・定例研究会の開催(年6回、偶数月第2週に開催) 弁護士講演 スクールソーシャルワーカー座談会等</p>
	<p>⑦司法福祉委員会 (1)更生保護/刑事司法領域における、関係機関の会議等へ当委員会委員を派遣する。 (2)情報収集・勉強会等の研究等の活動。</p>
事業	<p><事業部重点課題> 多様なソーシャルワーク活動分野で、高い専門性に基づいた事業を推進する。</p>
	<p>①災害時ソーシャルワーク委員会 (1)被災者支援活動(継続支援) 主に東日本大震災で被災し、埼玉県内に避難した被災者への相談支援を行う。 双葉町との情報交換と協議。(3か月に1回第3水14:30～)</p>

部	委員会名及び事業内容
事業	<p>グループで加須市内の双葉町からの避難者巡回相談。(月1回)。 福玉相談センターの相談員への相談支援事業 (2)災害発生時支援に向けた活動 災害発生時に迅速に支援できるよう、ボランティア会員等の研修及び情報交換等を行う。 (3)委員会内での災害時への心構えや対応、備蓄など情報交換を通しメンバーの活性化を図る。</p>
	<p>②総合相談事業委員会 総合福祉相談会：福祉に関する相談会 場 所:(1)WithYouさいたまフェスティバル参加 (2)熊谷市 ふれあい広場 参加 対 象:相談支援に携わる支援者及び県民 相談員:本会会員が担当。 広 報:各機関に開催チラシ等を配布。地域の広報やタウン誌等に掲載案内を掲載。 準備委員会:準備のための委員会の開催。今後の地域の福祉活動がさらに発展し、会員が積極的に参加できるように配慮する。</p>
権利擁護センター	<p><権利擁護センター重点課題> 成年後見人職務の適切な管理運営を行う。第二期成年後見制度利用促進基本計画の推進に引き続き積極的に協力する。後見事務の向上のために研修等の充実を図る。</p>
	<p>①成年後見制度委員会 ばあとなあ埼玉 ばあとなあ埼玉連絡会及びばあとなあ埼玉運営委員会を開催し、次に掲げる事業を行う。 1、成年後見に関する相談事業 2、成年後見人材育成研修 3、候補者名簿登録者からの成年後見人及び成年後見監督人を紹介 4、前号により受任した成年後見人及び成年後見監督人への支援(業務査察委員会の設置) 5、法人後見事業 6、成年後見制度に関する調査、研究及び普及活動 7、成年後見制度に関するばあとなあ埼玉会員間の情報交換、研修 8、未成年後見追記登録者からの未成年後見人及び未成年後見監督人を紹介 9、その他関連する事業</p> <p>(1)支援者のための成年後見活用講座 目 的:福祉、保健、医療機関等の相談支援担当者を対象に、成年後見制度の概要の理解を図り、申立に必要な手続きの模擬体験を通して、実際の日常業務に役立てる講座を開催する。 募集対象:福祉、保健、医療機関等の相談支援担当者 60人定員 内 容:日本社会福祉士会編集「支援者のための成年後見活用講座」を使用した、講義と演習。 日 時:8/23(水)</p> <p>(2)成年後見人候補者名簿登録者の養成(人材育成研修/名簿登録研修) 人材育成研修(認証研修) 目 的:① 専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を修得し、権利擁護センターにおける成年後見人としての一定の力量を確保すること。 ② 地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を修得すること。 集合研修:4日間(9/17, 10/15, 11/19, 12/17)</p> <p>名簿登録研修 目 的:専門職として後見実務を行うにあたっての視点と方法を学び「社会福祉士の倫理綱領」と「社会福祉士の行動規範」に照らして、後見人として活動する上での自己の倫理観を涵養する。成年後見人材育成研修修了者は、本研修修了後、申請により</p>

部	委員会名及び事業内容
権利擁護センター	<p>ばあとなあ埼玉後見人候補者名簿に登録することが出来る。</p> <p>集合研修:2024年3/10(日)</p> <p>(3)運営委員会 ばあとなあ埼玉の組織、事業に関する検討・管理を行う。 年6回定例運営委員会実施。(4/8、6/10、8/12、10/14、12/9、2/10) その他必要に応じて臨時運営委員会開催。</p> <p>(4)連絡会・部会 ばあとなあ埼玉会員の連絡及び情報交換を行う。未成年後見についての情報交換も行う。 年6回実施。(内3回はブロック別) 部会は各ブロックが企画運営。</p> <p>(5)実務研修/事例検討会/意思決定支援研修/倫理綱領研修(年数回開催) 研修を通して実務上必要な知識を身につけ、成年後見人としての職務遂行に役立てるとともに、常に倫理観の涵養をはかり質の高い後見活動に資する機会とする。</p> <p>(6)相談支援 成年後見に関する相談事業 来所・電話相談:毎週土曜日AM10:00~PM1:00 祝日、年末・年始を除く。計51日 地域派遣相談:不定期(成年後見制度利用促進協議会関係会議等への派遣含む)</p> <p>(7)法人後見 本会が現在法人として受任している後見活動実務4件を継続。必要に応じて新規受任。</p> <p>(8)成年後見制度利用促進事業 第2期成年後見制度利用促進計画の推進のために引き続き、埼玉県、7つの各地区協議会及び各市町村の取り組みに、埼玉弁護士会、埼玉県司法書士会と協同して対応する。 そのために、ばあとなあ名簿登録会員を委員等として派遣するなど積極的に協力する。</p>
	<p>②高齢者・障害者虐待対応専門職チーム委員会</p> <p>(1)本会・埼玉弁護士会専門職合同チームが、市町村の虐待事案について、市町村の要請に応じて専門職チームを派遣し、解決に向けた助言を行うなどの支援を行う。</p> <p>i 高齢者虐待対応合同研修会 :埼玉弁護士会と合同で、高齢者虐待対応に関する研修会を行う。 参加予定者(埼玉弁護士会、埼玉県社会福祉士会、埼玉県及び各市町村の高齢者・障害者虐待対応担当者等) 日時は、2023年度上半期開催予定で調整中</p> <p>ii 事業広報: 高齢者・障害者虐待対応専門職チームリーフレットを配布する(増刷)。</p> <p>iii 派遣契約: 市町村との高齢者虐待専門職チーム派遣契約を締結。 (2022年度契約市町村:坂戸市、加須市、東松山市、狭山市、久喜市、鶴ヶ島市、三郷市、志木市、上尾市、羽生市、川越市、入間市、ふじみ野市、桶川市、飯能市、吉見町、以上16市町村と契約。※所沢市は未契約だが、事例検討会への講師派遣として実施)</p> <p>(2)高齢者虐待対応現任者標準研修 目的:虐待対応に関する専門知識、技術の習得と実践力向上のための研修を開催する。 対象:市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等の職員 50~60名程度。 内容:日本社会福祉士会仕様のプログラムによる(3日間)。 日時:2023年9月30(土)、10月28日(土)、11月25日(土)の9:00~17:00 開催方法:オンライン(Zoom)</p>

部	委員会名及び事業内容
自立相談支援	<p><自立相談支援部重点課題> コロナ禍で拡大する生活の困難さの解消・軽減を図るために、受託事業、会独自事業の活性化と会員・県民への発信力を高めていく。</p>
	<p>①自立支援専門員事業委員会</p> <p>(1) 自立支援専門員事業(埼玉県受託事業の実施) 埼玉県が設置する福祉事務所(4ヵ所)所管の生活保護受給者の生活環境を整え生活支援を行う。 定例会議・運営委員会を開催し専門員の資質向上やスキルアップのための研修及び連絡協議を行う。 自立支援専門員定例会議： 月1回開催する。</p> <p>(2) 自立支援専門員事業委員会研修:11月11日(土)に開催する。(年1回)</p> <p>(3) 研究報告:埼玉県社会福祉士学会において事業の研究成果を報告する。(11月中)</p>
	<p>②住宅ソーシャルワーカー事業委員会</p> <p>(1) 埼玉県等住宅ソーシャルワーク事業(埼玉県及び 県内の市からの受託事業の実施) 住居を失ったり無料低額宿泊所に入所し、民間アパートや養護老人ホームなどへの入居を希望する生活保護受給・申請者等に対し、安定した地域生活が送れるよう住宅の確保や施設入所等の支援を行う。 支援員(住宅ソーシャルワーカー)が福祉事務所のケースワーカーに同行して無料低額宿泊所などを訪問し、一般アパート等への転居を希望する入居者に対し、その人の潜在能力が発揮できるように励ましながら、一緒に住まい探しを行ない、安定した地域生活が送れるよう継続的に支援する。 対象地域:埼玉県内4市及び町村部 一時宿泊施設:居宅移行までの一時宿泊施設の提供。(ホテル型、ウィークリーマンション)</p> <p>(2) さいたま市住宅ソーシャルワーク事業(さいたま市の受託事業の実施) さいたま市の生活保護受給・申請者等で無料低額宿泊所、無届け施設などの入居者、ドメスティックバイオレンスなどで住まいを失うおそれのある者やホームレスを対象として、住まいの確保(居宅移行)及び地域での安定した生活のための相談支援(地域生活支援)を行う。 ホームレス巡回相談:ホームレスの自立に向けた情報提供や巡回相談の支援を行う。 対象地域:さいたま市内 一時宿泊施設:居宅移行までの一時宿泊施設の提供。(ホテル型、ウィークリーマンション)</p>
	<p>③居住支援法人委員会</p> <p>住宅確保要配慮者ソーシャルワーク事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低額所得者、高齢者、ひとり親家庭、障害者、外国人等に対し、住宅確保のための入居相談支援を行う。 ・自治体相談機関、社会福祉士会会員に対し、居住支援の技法、情報等を伝え、広範な居住支援の受け皿構築を目指す。 ・不動産業界との連携を強化する。 ・居住福祉の実現の理念の下、実践を進める為の理論構築、研修強化を図り、将来的に会の認証研修化を検討する。 <p>対象地域:埼玉県内</p>
	<p>④自立相談支援委員会</p> <p>(1) 生活困窮者自立相談支援事業(埼玉県及び県内の市からの受託事業の実施) 福祉事務所と連携して生活困窮者の就労支援や住宅確保給付金の給付、一時宿泊施設の提供、家計改善などを含めた総合的な相談支援を行う。 ・生活困窮者自立相談支援事業(入間市、加須市、桶川市、県内の一部町村) ・家計改善支援事業(さいたま市、飯能市、入間市)</p> <p>(2) 生活困窮自立支援研修事業 国が実施する前期講習修了した生活困窮者相談に従事する相談員共通研修。主任相談支援員、相談支援員などを対象に、演習を中心とした研修を行う。</p>

部	委員会名及び事業内容
自立相談支援	<p>⑤ホームレス自立支援委員会</p> <p>ホームレスの自立に向けた情報提供や巡回相談の支援を行う。</p> <p>(1) 支援員登録 ホームレス巡回相談事業に参加する支援員は年度当初に登録した会員。(保険加入のため) 初回登録者は原則研修に参加が要件</p> <p>(2) 研修(6月3日予定) 年度当初に登録研修を実施(新規登録希望者は受講必須)</p> <p>(3) 活動 国土交通省の合同巡視に参加する。〔夏(6月)・冬(1月)に実施予定〕 台風その他災害後の巡視活動を行う。 上記の方への個別支援活動:生活保護申請同行や住宅探し、年金や住民票等の手続き支援等。 ネットカフェSNS相談の実施 支援員会議:奇数月第3土曜日:巡回結果や情報の共有など。</p> <p>(4) 報告書作成・発行 2016年以降(自主活動になってから)の活動状況のまとめ他</p>
	<p>⑥社会的養護自立支援事業委員会</p> <p>社会的養護自立支援事業(埼玉県受託事業の実施)</p> <p>(1) 希望の家事業 児童養護施設を退所し、大学等に進学する者に対し、住居を提供するとともに、就学や日常生活の相談に応じ、社会的自立に向けての支援を行う。(利用者 20名予定)</p> <p>(2) 社会的養護自立支援事業におけるコーディネーター業務 里親や児童養護施設等を委託・措置解除され、引き続き支援が必要な者に対し、継続支援計画の作成及び広く自立生活に向けたや相談支援を行うとともに、関係機関の支援全体の統括を行う。</p>
事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1、 総会、理事会、運営委員会、倫理委員会等の開催 2、 役員及び各委員会との連絡調整 3、 日本社会福祉士会及び他県社会福祉士会との連絡調整 4、 各種行政施策等に対する会員の参加についての連絡調整 5、 社会福祉士の求人情報の発信 6、 会員名簿の整理、会員研修履歴の管理 7、 会計経理事務 8、 会費の徴収事務 9、 他団体・機関との連絡調整 10、 災害時派遣支援チーム員、支援ボランティア等の名簿作成、管理 11、 各事業受付等、開催支援 12、 ホームページの管理 13、 会員及び一般市民からの問い合わせ対応 14、 公益認定変更、届出に関する事務 15、 その他会活動に関する庶務